

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称

群馬県北東毛地域における地域資源を活用した再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

群馬県、桐生市

3. 地域再生計画の区域

桐生市、沼田市、みどり市及び利根郡川場村の全域

4. 地域再生計画の目標

群馬県の北東部に位置する本区域は、豊富な森林資源と多くの観光地に恵まれている山間地域である。

沼田市の老神温泉、川場村の赤倉溪谷、桐生市の水沼駅温泉センターや梅田湖、みどり市の草木湖、小中大滝や小平の里など、森と水の中に観光地が調和し、四季を通じて観光客が訪れている。

古くからの重要な交通路である国道120号、122号、主要地方道沼田・大間々線など、地域の基軸となる路線の整備は完成している。

しかしながら、国道等の主要道路からの観光地へ続くアクセス道路、または観光地を連絡する路線の整備は不十分であり、その整備が必要である。

また、本区域の森林は、群馬県森林面積約42万4千haのうち、8万haを占め、計画区域面積の79%を森林が占めている。平成20年度から京都議定書第一約束期間が始まり、森林吸収源対策としての森林整備、更に、近年のゲリラ豪雨と渇水が頻発する状況から、緑のダムとしての森林の適正な維持管理が求められている。

林道は森林を整備するための基幹となる施設であり、林道が未整備の地域では、効率的で安全な森林整備を実施するための森林施業の機械化が困難である。

このため、道整備交付金を活用し、林道の開設等を行う。

本計画では、観光地への市道と森林地域の林道を計画的に整備、接続することにより

- ①観光客が効率的で安全に豊かな自然や観光地を利用すること及び他県、他市と観光地へ連絡することにより、訪問者の増加に伴う地域の活性化を図る。
- ②森林地域へのアクセスを容易にし、安全で効率的な森林の整備を図る。

「目標1 道路整備による観光客の増加（過去5年間の平均観光客数9,886千人から5%増加）」

「目標2 森林の整備（過去5年間の平均森林整備面積789haから10%増加）」

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

- ①桐生市の「市道2-204号線」の改良を図り、市内観光地間のアクセスを容易にする。
- ②沼田市と利根郡川場村を連絡する林道「赤倉栗生線」の開設を行い、温泉地と観光地へのアクセスを容易にするとともに、森林整備の安全と効率化等を図る。
- ③沼田市とみどり市を連絡する林道「小中新地線」の改良を行い観光客の通行の安全性と利便性の確保及び森林整備の安全と効率化を図る。
- ④桐生市とみどり市を連絡する林道「田沢小中線」「梅田小平線」の開設を行い観光地間のアクセスを容易にするとともに、森林整備の安全と効率化等を図る。
- ⑤桐生市と前橋市を連絡する林道「赤城東麓線」の開設を行い、前橋市内観光地からのアクセスを容易にするとともに、森林整備の安全と効率化等を図る。
- ⑥みどり市と栃木県を連絡する林道「作原沢入線」の開設を行い、栃木県からのアクセスを容易にするとともに、森林整備の安全と効率化を図る。

(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

市道「2-204号線」	昭和62年3月13日	認定
林道「赤倉栗生線」	利根上流	地域森林計画書（平成18年度）
林道「田沢小中線」	利根下流	地域森林計画書（平成19年度）
林道「赤城東麓線」	利根下流	地域森林計画書（平成19年度）
林道「小中新地線」	利根下流	地域森林計画書（平成19年度）
林道「作原沢入線」	利根下流	地域森林計画書（平成19年度）
林道「梅田小平線」	利根下流	地域森林計画書（平成19年度）

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市道（桐生市） 桐生市
- ・林道（群馬県） 群馬県

[事業期間]

- ・市道（平成24～26年度）、林道（平成22～26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市道0.5 km、林道6.9 km
- ・総事業費 2,175,000千円（うち交付金1,087,500千円）
 - 市道 110,000千円（うち交付金 55,000千円）
 - 林道 2,065,000千円（うち交付金1,032,500千円）

(5-3) その他の事業

①計画地内における桐生市、みどり市、川場村運営の物産館や沼田市内の老神温泉観光協会が運営する老神温泉大蛇まつり、老神朝市会が運営する老神温泉朝市などふるさとの名物やイベントを活用し、観光客の集客を図る。

②計画地内で林道整備に合わせ、森林組合等が事業主体として実施する作業道の整備も行い森林施業の効率化を図り森林整備の促進をする。

6. 計画期間

平成22年度～26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表する。また、関係行政機関等からなる連絡会議を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。